

福岡県公報

令和3年3月25日
号外 ①

目次

選挙管理委員会

- 福岡県知事選挙の執行 (市町村支援課) …………… 1
- 福岡県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の選任 (市町村支援課) …………… 1
- 福岡県知事選挙における選挙長事務を取り扱う場所 (市町村支援課) …………… 1
- 福岡県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時並びに他の放送事業者において録音し又は録画した物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序 (市町村支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い (市町村支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 (市町村支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (市町村支援課) …………… 2
- 福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生 (市町村支援課) …………… 2

選挙長

- 福岡県知事選挙において選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙会の選挙立会人となる

べき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

(市町村支援課) …………… 3

- 福岡県知事選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 3

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第50号

知事の退職の申立てに伴う福岡県知事選挙を、次のとおり行う。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙の期日 令和3年4月11日

福岡県選挙管理委員会告示第51号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克巳	福岡市南区清水2丁目20番4-708	白鳥 義文

福岡県選挙管理委員会告示第52号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における選挙長事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙長事務を取り扱う場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

ただし、令和3年3月25日午前8時30分から午前10時までは、

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁講堂

福岡県選挙管理委員会告示第53号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時を、次のとおり定めるものとする。ただし、他の放送事業者において録音し又は録画した物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序については、当該他の放送事業者において行われる政見放送の順序によるものとする。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

1 場所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年3月25日 午後6時

福岡県選挙管理委員会告示第54号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いを次のように定めた。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行うすべての候補者の政見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が2人以上ある場合の経歴放送の順序は、福岡県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

1 場所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年3月25日午後6時から行う福岡県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの後、引き続き行う。

福岡県選挙管理委員会告示第55号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

公職の候補者の立候補の届出があった日

福岡県選挙管理委員会告示第56号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

場所	日時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁監査委員事務局会議室	令和3年4月14日 午前11時

福岡県選挙管理委員会告示第57号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における候補者1人につき支出することのできる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙運動に関する支出金額の制限額

53,880,300円

福岡県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項第3号の規定により、福岡県議会

議長から福岡市西区、久留米市及び八女市・八女郡の各選挙区選出議員について各1名の欠員通知を受けるとともに、同法第34条第1項、同条第4項第5号及び第114条の規定により、福岡県知事選挙を行うべき事由が生じたことから、同法第113条第3項第3号の規定に基づき、令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙と同時に福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区、久留米市及び八女市・八女郡の各選挙区）を行うべき事由が生じたので、同法第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

令和3年3月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙長

福岡県知事選挙選挙長告示第1号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙会の選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年3月25日

福岡県知事選挙選挙長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	令和3年4月8日 午後6時

福岡県知事選挙選挙長告示第2号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年3月25日

福岡県知事選挙選挙長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	令和3年4月13日 午後6時